

（趣旨）

第 1 この要綱は、公益財団法人東京都歴史文化財団（以下「財団」という。）が、民間事業者等による工事現場の仮囲い等を活用したアートプロジェクトを支援し、まちの賑わいや魅力の創出に繋げる助成事業を実施するとともに、助成金の交付に関し必要な事項を定め、助成事業の適正な運営を図ることとする。

（助成対象事業）

第 2 この要綱により助成金を交付する事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成の対象となる団体が自ら実施する活動等であって、次の（１）から（４）までに掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- （１）東京都内（以下「都内」という。）で実施する事業であること
- （２）工事現場の仮囲い等を活用したアートプロジェクトであり、まちの賑わいや魅力の創出につながる事業であること
- （３）事業の計画及び方法が、目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果を期待し得るものであること
- （４）政治活動又は宗教活動を目的としないものであること

（助成対象事業者）

第 3 助成対象事業を行う者（以下「助成対象事業者」という。）は、都内に所在する民間企業、民間企業グループ、協議会、芸術団体、実行委員会等の団体とする。

2 助成対象事業者については、次の（１）から（６）までに掲げる要件を全て満たしていなければならない。ただし、国又は地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している法人は除くものとする。

- （１）定款又はこれに類する規約、会則等を有すること
- （２）団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- （３）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- （４）政治活動、宗教活動を目的としないこと
- （５）申請する事業を主催し、同事業に要する経費を負担すること
- （６）実行委員会形式で申請する場合は、申請時点で実行委員会が発足しており、上記（１）から（５）までの要件を全て満たしていること

3 次に掲げる法人その他の団体は、この要綱に基づく助成金の対象としない。

- （１）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

（助成対象事業の公募）

第 4 助成対象事業は公募することとし、詳細については公募ガイドラインにて定めるものとする。

（助成対象事業期間）

第 5 助成の対象とする事業の期間は、公募ガイドラインにて定めるものとする。

(助成金交付額)

第6 本助成事業における助成金交付額は、公募ガイドラインにて定めるものとする。

(助成対象経費)

第7 助成対象経費は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない金額とし、公募ガイドラインにて定めるものとする。

2 前項に規定する助成対象経費について、他の団体から受けた補助金、協賛金等の使途が指定され、内容が重複する場合は、相当額を控除する。

(助成対象事業の決定)

第8 公益財団法人東京都歴史文化財団理事長（以下「理事長」という。）は、審査会の審査を経て、助成対象事業を決定する。

(助成金の交付申請)

第9 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、TOKYO CITY CANVAS 助成金交付申請書（別記第1号様式）に次の（1）から（9）までに掲げる書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

- （1）事業の予算書
- （2）申請団体調書
- （3）定款又はこれに類する規約、会則等
- （4）財務諸表又は収支決算書
- （5）暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」
- （6）申請事業に関する資料
- （7）その他理事長が必要と認めるもの

(助成金の交付決定)

第10 理事長は、第9に規定する助成金交付申請書を受理したときは、審査会の審査を経て、交付の決定を行うものとする。

(助成金の交付決定の条件)

第11 第10の規定に基づき助成金の交付決定を受けた申請者には、次の（1）及び（2）の条件を付す。

- （1）助成対象事業の実施に関する一切の責任を申請者が負うこと
- （2）助成金を助成対象事業以外の目的に使用しないこと

(助成金の決定通知)

第12 理事長は助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に対し、通知するものとする。

(申請の撤回)

第13 申請者が助成金の交付決定通知を受けた場合において、その内容を受諾しないときは、決定通知を受けた日の翌日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業者の自己都合により申請の撤回をする場合は、その原因となる事実発生後、速やかにこれを行わなければならない。

3 前2項の規定による申請の撤回があった場合は、既に行った当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付方法)

第14 助成金は、確定払とする。

(公表義務)

第15 助成対象事業者は、助成対象事業を実施するに当たっては、当該事業が公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京による助成対象事業である旨を公表し、また、適当な方法により表示しなければならない。表示内容の詳細については、公募ガイドラインにて定めるものとする。

(名称等の変更)

第16 助成対象事業者が、名称、法人格、住所又は代表者を変更した場合は、遅滞なくそれを証する書類を添付して、助成対象事業者の名称等変更届（別記第3号様式）を理事長に届け出なければならない。

(事業内容の変更等)

第17 助成対象事業者は、次の（1）から（3）までに該当するときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、（1）及び（2）に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

（1）助成対象事業の内容を変更しようとするとき

（2）助成対象事業に要する経費の総額又は経費の配分の変更をしようとするとき

（3）助成対象事業を中止、又は廃止しようとするとき

2 あらかじめ理事長の承認を得ることなく事業内容を変更し、実施した場合には、理事長は助成金の交付決定を取り消すことがある。

(事業内容の変更等の手続)

第18 助成対象事業者は、第17の規定による承認を受けようとするときは、助成対象事業の変更等承認申請書（別記第4号様式）、又は、助成対象事業の中止・廃止承認申請書（別記第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定に基づく助成対象事業の内容変更又は助成対象事業の中止・廃止の申請があったときは、申請の内容を審査の上、承認する場合は、助成対象事業の変更等承認通知書（別記第6号様式）により、承認しない場合は、助成対象事業の変更等不承認通知書（別記第7号様式）により、助成対象事業者に通知するものとする。

(経費区分及び帳簿等の整理保管)

第19 助成対象事業者は、助成対象事業に関する経理について、他の経費と区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、助成対象事業完了の日の属する年度の終了後7年間保管しなければならない。

(助成対象事業の状況報告書)

第20 助成対象事業者は、理事長から助成対象事業の状況について報告を求められたときは、速やかに助成対象事業の状況報告書（別記第8号様式）を提出しなければならない。

(調査等)

第21 理事長は、助成対象事業の適正な遂行を確保するため必要があるときは、助成対象事業者に対し必要な事項を報告させ、又は財団職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助成対象事業の遂行の命令等)

第22 理事長は、助成対象事業者が提出する報告及び第21に規定する調査等により、その者の助成対象事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成対象事業者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 助成対象事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、これを遵守しなければならない。

3 理事長は、助成対象事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、助成対象事業の一時停止を命ずることができる。

4 理事長は、前項の規定により助成対象事業等の一時停止を命ずる場合においては、助成対象事業者が助成金の交付の決定の内容又はこれに適合するための措置を指定する期日までにとらないときは、第27第1項第5号の規定により、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

(助成対象事業の実績報告)

第23 助成対象事業者は、助成対象事業が完了したときは、助成対象事業の完了の日から2か月以内に、助成対象事業実績報告書(別記第9号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付額の確定)

第24 理事長は、第23の規定による実績報告があった場合においては、その内容等を審査し、助成対象事業が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書(別記第10号様式)により助成対象事業者に通知する。

2 助成金の交付額は、第12の規定により通知した助成金交付決定通知書に記載した助成金交付決定額を上限として確定する。

3 助成金の交付額を確定する際は、第7に規定する助成対象経費の記載の費目ごとに予算額と実績額を比較し、低い方の金額を算定基準とする。

(是正のための措置)

第25 理事長は、第24の規定による審査の結果、助成対象事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認めるときは、助成対象事業者に対し、これに適合させるための措置をとることを命ずるものとする。

(助成金の交付請求)

第26 助成対象事業者は、第24に規定する助成金交付額確定通知書を受けた後、助成金交付請求書(別記第11号様式)により、助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第27 理事長は、助成対象事業者が次の(1)から(7)までのうちいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき

(2) 助成金を他の用途に使用したとき

(3) 助成対象事業を中止又は廃止した場合

(4) 助成対象事業を遂行する見込みがなくなつたと認められる場合

(5) 当助成における事務手続きに遅滞や不備があると当財団が判断した場合

(6) その他この助成金の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に違反したとき

(7) 助成対象事業者の代表者、役員又は使用人(その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団

員等に該当するに至ったとき

- 2 前項の規定は、助成対象事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定による取消しをした場合は、助成金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により速やかに助成対象事業者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し）

第28 理事長は、助成金の交付が決定した後、天災地変その他事情の変更により助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（助成金の返還）

第29 理事長は、第27及び第28の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第30 助成対象事業者は、第29の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を財団に納付しなければならない。

- 2 助成対象事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を財団に納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第31 第30第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第32 第30第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第33 申請者及び助成対象事業者は、第9の規定に基づく交付申請、第16の規定に基づく名称等の変更の届、第17第1項ただし書きの規定に基づく事業内容の変更等の報告、第18第1項の規定に基づく事業内容の変更等の申請、第20の規定に基づく状況報告、第23の規定に基づく実績報告、第26の規定に基づく交付請求については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第34 理事長は、第33の規定により行われた交付申請等に係る第12、第18第2項及び第24の規定に基づく通知について、当該通知等を電子情報処理組織により行うことができる。

（協議）

第35 本要綱に定めのない事項については、財団と助成対象事業者との協議により、その都度決定す

る。

附則

この要綱は、決定の日より施行する。

この要綱は、令和7年6月1日より施行し、令和7年度 TOKYO CITY CANVAS 助成事業より適用する